

【 申請の際に用意するもの 】

鴨川市特定不妊治療費助成を申請される方へ（2ページ）

- ① **鴨川市特定不妊治療費助成申請書（第1号様式）** 記入例を参考にご自身が記入してください。
申請書内の同意書部分を記入する場合、申請者と配偶者それぞれの自署と印影の違う認印の捺印が必要です。（シャチハタ等の浸透印・消せるボールペンは使用不可、修正が無い申請書を提出ください）
- ② **千葉県に提出した「特定不妊治療受診等証明書」の写し**（県に提出する前に写しを取っておいてください）
- ③ **「千葉県特定不妊治療費助成承認決定通知書」の写し**
- ④ **医療費の領収書（原本）**
 - * 領収書の原本が必要となります。（別途金額の明細があるときは併せて提出してください）
 - * 4月～12月の間に終了した治療について申請する方は、**確定申告前に申請**してください。
- ⑤ **通帳の写し（申請者名義の口座）**
 - * 金融機関名、預金種別、口座名義人、口座番号が確認できる箇所をコピーしてください。
 - * ネット銀行の場合、通帳の写しに代わるもの（例：ログイン画面を印刷、キャッシュカードの写し）
 - * ゆうちょ銀行の場合は、通帳に記載されている口座名義人と「振込用の店名（漢数字）・預金種別、口座番号」部分をコピーしてください。
- ⑥ **印鑑（認印）** * 申請者と配偶者、それぞれ印影の違う認印（朱肉を使用するもの）

書類がそろったら、
おはやめに申請を
お願いします。



○（必要に応じて〈2回目以降の申請でも省略不可〉）

● 戸籍謄本（原本 発行から3か月以内）

- * 事実婚関係にある夫婦である場合に、重婚の確認をするため、申請の都度提出が必要
- * 住民票では婚姻関係が確認できない方（夫婦別世帯や、夫か妻のいずれかが外国籍の場合等）
- * 夫婦双方が外国籍で法律上の婚姻をしている場合、公的機関が発行した婚姻関係を証明する書類（外国語表記は日本語訳を添付）
- * 夫婦双方が外国籍で事実婚関係の場合、法務局等で発行される「婚姻要件具備証明書（いわゆる独身証明書）」を提出

● 事実婚関係に関する申立書（第2号様式）

- * 記入例を参考にご自身が記入してください。
- * 事実婚関係にある夫婦である場合に、夫婦で記載の上、提出が必要

※鴨川市への同一年度内での二回目以降の申請について、変更が無ければ、⑤通帳の写し及び以下の書類は省略可能です。

次の書類 **A・B** は申請時に同意をいただき、**市が内容を確認できる場合**は省略することができます。

A 夫婦が婚姻をしていることが確認できる書類

戸籍謄本（抄本）（発行から3か月以内の原本）

- * 発行から3か月以内で夫婦双方が記載されているもの
- * 本籍地のある役所での発行となりますのでご注意ください。

A・B 内容を市が確認する旨を申請時に同意する場合は…

申請書内の同意書部分に、申請者と配偶者それぞれの自署と印影の違う認印の捺印をしてください。（シャチハタ不可）

B 夫婦のいずれかが申請の日において本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に1年以上継続して記録されていることが確認できる書類

住民票【発行から3か月以内で続柄記載があるもの（原本又は写し）ただし個人番号（マイナンバー）の記載のないもの】

申請期限：千葉県特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けた日の翌日から起算して1年以内にふれあいセンター内の子ども家庭センター窓口へ申請

20240401



【 問合せ 】 鴨川市 子ども支援課

子ども家庭センター Tel04-7093-7151

千葉県特定不妊治療費助成事業についての問合せ
千葉県安房健康福祉センター（安房保健所） Tel0470-22-4511
鴨川地域保健センター Tel04-7092-4511